

## 国税通則法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 延滞税の免除ができる対象に、差し押さえた不動産（換価執行決定がされたものに限る。）の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差押えに係る国税に充てた場合において、当該換価執行決定をした行政機関等が当該売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間を加えることとする。（第 26 条の 2 関係）
- 2 申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告があった場合における利子税の額の計算の基礎となる期間の特例について、納付すべき税額を増加させる更正に類する更正等を定めることとする。（第 26 条の 3 関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとする。（附則第 1 項関係）